証券コード 6754
平成21年６月３日

株　主　各　位

神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号
アンリツ株式会社
代表取締役 戸　田　博　道

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、当社第83期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って、平成21年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．**日　　時**　平成21年６月25日（木曜日）午前10時
２．**場　　所**　神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号
　　当社　Ｒ＆Ｄ館　会議室
３．**目的事項**
　報告事項　１．第83期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第83期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役４名選任の件
　　第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又はインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.anritsu.co.jp）における掲載によりお知らせいたします。

＜ 議決権行使についてのご案内 ＞

１．株主総会にご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

２．当日株主総会にご出席願えない場合は、次のとおり、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただくか、又はインターネット等により議決権をご行使ください。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年６月24日（水曜日）午後５時までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
なお、議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に「賛」として取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使】

(1) パソコン又は携帯電話を用いて以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、平成21年６月24日（水曜日）午後５時までに議案に対する賛否をご登録ください。

［ 議決権行使サイトＵＲＬ］　http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2) インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

(5) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上、又はNetscape 6.2以上が必要となります。

(6) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種が必要となります。

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

（株主名簿管理人）　住友信託銀行株式会社　証券代行部

【専用ダイヤル】　０１２０－１８６－４１７（２４時間受付）

＜用紙の請求等、その他のご照会＞　０１２０－１７６－４１７（平日午前９時～午後５時）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

イ．全般的概況

当期における世界経済は、サブプライムローン問題に端を発した米国の景気低迷と金融不安を契機として景気減速の動きが世界的に波及し、とりわけ金融危機が深刻化した期の後半以降は世界同時不況の様相を呈しています。日本におきましても、世界的な景気減速と円高の影響を受けて企業業績が急速に悪化するなど、景気後退の動きが一段と強まりました。

情報通信ネットワークの分野においては、固定通信、移動通信の両分野における多様な方式によるブロードバンド化の推進と統合化の動きや、それらを利用した多種多様なサービスが進展しています。移動通信の分野でも、次世代の世界共通のプラットフォームとなるＬＴＥ（Long Term Evolution）への開発投資が本格化しつつあります。新しい技術とサービスの進展による需要の拡大は、新規参入事業者を生み出す一方、既存事業者においては事業再編や合従連衡の動きが加速しています。

このような状況にあって当社グループは、年初計画の達成に向け積極的に取組みを続けてまいりました。計測器事業では、「利益ある成長」戦略を再構築する「経営革新2008」のもと、収益性改善と競争力強化のための施策を推し進めました。また、成長市場であるロシアに拠点を開設したほか、ＬＴＥ向けの研究開発用計測器などの新製品を相次ぎ市場投入しました。産業機械事業では、食品の安全・安心へのニーズが世界的に高まる中、タイに開発・生産子会社を設立し現地生産を開始するなど、海外での事業展開の強化と価格競争力の強化を図りました。

また、金融危機と景気後退が世界的に深刻化した期の後半以降、顧客の設備投資抑制や投資先送りの動きが顕著となる中で、当社は、さらに激変する経営環境にも対応すべく平成21年1月に「緊急経営施策」を策定し、人員削減をは

じめとして、計測器事業における国内生産体制の統合及び海外の製造・開発拠点の整理など、次期以降の収益性改善と競争力強化のための施策の具体化及び実施を鋭意進めてまいりました。

当期は、とりわけ期の後半以降主力の計測器事業を中心に、顧客の設備投資抑制や投資先送りの動きが顕著となり、この結果、受注高は814億70百万円（前期比19.7％減）、売上高は839億40百万円（前期比16.5％減）と前期を下回りました。

営業利益は、計測器事業での売上減少に円高の影響も加わり、９億５百万円（前期比83.1％減）となりましたが、経常利益は、１億70百万円（前期は20億６百万円の損失）と黒字を確保しました。なお、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号）の適用による営業外費用から営業費用への区分変更に伴い、営業利益が８億85百万円減少しております。

当期純損益は、特別損失として「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用に伴うたな卸資産評価損の計上に加えて、緊急経営施策の実施に伴い発生した特別退職金などの事業構造改善費用を計上したこともあり、35億40百万円の損失（前期は39億円の損失）を計上する結果となりました。

また、単独決算につきましては、受注高は412億55百万円（前期比19.6％減）、売上高は412億29百万円（前期比17.0％減）になりました。損益につきましては、営業損失は12億41百万円（前期は４億61百万円の利益）、経常利益は55億３百万円（前期は50億76百万円の損失）、当期純利益は３億63百万円（前期は45億86百万円の損失）となりました。

期末の受注残高は、連結では121億53百万円（前期比16.9％減）、単独では49億73百万円（前期比0.5％増）であります。

以上の結果、当期の期末配当金につきましては、厳しい経営環境に鑑みて、誠に遺憾ながら見送らせていただくことといたしました。

ロ．事業部門別概況

当期の事業部門別売上高は次のとおりであります。

区分	第 82 期(前期)		第 83 期(当期)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
計測器	72,717	72.4	57,449	68.4	△15,268	△21.0
情報通信	5,749	5.7	5,200	6.2	△548	△9.5
産業機械	13,595	13.5	12,980	15.5	△614	△4.5
その他	8,422	8.4	8,309	9.9	△113	△1.3
合計	100,485	100.0	83,940	100.0	△16,545	△16.5

〔計測器部門〕

この部門は、通信事業者、関連機器メーカー、保守工事業者へ納入するＩＰネットワーク通信用、移動通信用、ＲＦ・マイクロ波・ミリ波帯用など、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス・アシュアランスの開発、製造、販売を行っています。

当期は、日本では第３世代移動通信サービス（３Ｇ）及び3.5世代（3.5G）向け研究開発用及び携帯端末製造用計測器の需要が一巡したことなどにより売上が減少しました。加えて、期の後半以降は世界的な景気減速を背景とした顧客の設備投資抑制や投資先送りの動きが顕著となり、これまで好調に推移してきた米国も含め総じて需要が急速に減少しました。

この結果、為替の円高の影響もあり、売上高は574億49百万円（前期比21.0%減）となりました。営業損益は、「経営革新2008」の施策の実行による研究開発投資及び販管費の効率化に努めたものの、大幅な売上減少が響き、７億91百万円の損失（前期は41億26百万円の利益）となりました。なお、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号）の適用による営業外費用から営業費用への区分変更に伴い、営業利益が８億68百万円減少しております。

〔情報通信部門〕

この部門は、国土交通省をはじめとする官公庁や地方自治体へ納入する映像監視、テレメータなどの公共情報システム、通信オペレーターやインターネットサービスプロバイダー等向けの映像配信ソリューションや帯域制御装置などの開発、製造、販売を行っています。

当期は、自治体向けの遠隔監視システムなどが堅調に推移する一方、入札競争が厳しさを増す映像監視システムが振るわず、全体として売上は大幅に減少しました。この結果、売上高は52億円（前期比9.5%減）となりました。営業利益は、売上の減少にもかかわらず受注案件の選別と原価低減努力が功を奏して、70百万円（前期比7.3%減）の黒字を確保しました。

なお、本事業は子会社アンリツネットワークス株式会社により事業を展開しております。

〔産業機械部門〕

この部門は、食品・薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システムを事業分野とした、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの産業機器の開発、製造、販売を行っています。

当期は、期の前半は食品の安全・安心意識の高まりによる異物検出機などの検査設備への需要が総じて堅調に推移したものの、期の後半は世界的な景気減速を受けて国内外の食品メーカー全般において設備投資抑制の動きが強まりました。この結果、売上高は129億80百万円（前期比4.5%減）となりました。営業利益は、売上の減少に加えて円高による価格下落圧力などもあり、５億96百万円（前期比26.8%減）となりました。

なお、本事業は子会社アンリツ産機システム株式会社により事業を展開しております。

〔その他の部門〕

これら３部門以外に、デバイス事業、精密計測事業、環境関連事業及び物流、厚生サービス、不動産賃貸及びその他の事業を展開しております。

当期は、デバイス事業では動画配信市場向けの光通信用デバイスが好調でした。精密計測事業ではフラットパネルディスプレイ（ＦＰＤ）検査用設備向けの３次元光センサが堅調でしたが、高密度実装ライン向けの印刷はんだ検査機は顧客の設備投資抑制のため需要が減少しました。この結果、売上高は83億９百万円（前期比1.3%減）、営業利益は、19億95百万円（前期比3.6%増）となりました。

なお、精密計測事業につきましては、平成20年４月１日付で会社分割により新設した、子会社アンリツプレシジョン株式会社により事業展開しております。

売上高を地域別に見ますと、日本は374億59百万円（前期比15.4％減）、米州は163億65百万円（前期比16.3％減）、ＥＭＥＡ（欧州・中近東・アフリカ）は148億70百万円（前期比22.1％減）、アジア他は152億44百万円（前期比13.2％減）であり、当社グループ全売上高に対する比率は日本44.6％、米州19.5％、ＥＭＥＡ17.7％、アジア他18.2％であります。

②　設備投資の状況

当期の設備投資は総額22億36百万円であり、技術革新と販売競争に対処するため新製品開発と原価低減に重点を絞った投資を中心に実施しました。

③　資金調達の状況

当期において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 80 期 平成17年度	第 81 期 平成18年度	第 82 期 平成19年度	第83期(当期) 平成20年度
受　　注　　高(百万円)	93,543	98,936	101,451	81,470
売　　上　　高(百万円)	91,262	99,445	100,485	83,940
営　業　利　益(百万円)	4,549	6,358	5,356	905
経　常　利　益(百万円)	1,628	3,193	△2,006	170
当 期 純 利 益(百万円)	562	1,375	△3,900	△3,540
１株当たり当期純利益(円)	3.76	10.79	△30.60	△27.78
総　　資　　産(百万円)	152,389	140,395	124,917	100,983
純　　資　　産(百万円)	60,970	61,619	52,845	37,524
１株当たり純資産額(円)	477.51	483.25	414.16	294.29

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しており、表示単位未満を四捨五入して表示しております。なお、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。
２．第81期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 80 期 平成17年度	第 81 期 平成18年度	第 82 期 平成19年度	第83期(当期) 平成20年度
受　　注　　高(百万円)	48,839	49,045	51,341	41,255
売　　上　　高(百万円)	48,288	50,193	49,647	41,229
営　業　利　益(百万円)	1,094	2,723	461	△1,241
経　常　利　益(百万円)	△588	1,739	△5,076	5,503
当 期 純 利 益(百万円)	△170	2,195	△4,586	363
１株当たり当期純利益(円)	△1.58	17.22	△35.98	2.86
総　　資　　産(百万円)	144,794	136,255	125,109	123,782
純　　資　　産(百万円)	69,397	70,719	64,741	64,251
１株当たり純資産額(円)	544.01	554.64	507.49	504.01

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しており、表示単位未満を四捨五入して表示しております。なお、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。
２．第81期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アンリツ産機システム株式会社	1,350百万円	100%	産業機械の製造、販売
アンリツネットワークス株式会社	355	100	情報通信機器の製造、販売
東北アンリツ株式会社	250	100	計測器、情報通信機器の製造
アンリツ計測器カストマサービス株式会社	100	100	計測器の校正、修理、保守
アンリツデバイス株式会社	90	100	光デバイスの製造
アンリツプレシジョン株式会社	80	100	精密計測機器の製造、販売
アンリツエンジニアリング株式会社	40	100	ソフトウェアの開発
アンリツ興産株式会社	20	100	施設管理、厚生サービス、カタログ等制作
アンリツ不動産株式会社	20	100	不動産の賃貸
アンリツテクマック株式会社	10	100	加工品、ユニット組立品の製造、販売
株式会社アンリツプロアソシエ	10	100	シェアードサービスセンター業務
Anritsu U.S. Holding, Inc.〔米国〕	9千米ドル	100	海外子会社の持株会社
Anritsu Company 〔米国〕	15,131千米ドル	(100)	計測器等の製造、販売
Anritsu EMEA Limited 〔英国〕	1,502千英ポンド	100	計測器等の販売
Anritsu Company Ltd.〔香港〕	43,700千香港ドル	100	計測器等の販売
Anritsu A/S 〔デンマーク〕	31,000千デンマーククローネ	100	計測器等の製造、販売

(注) 1．出資比率欄の括弧内の数字は間接比率を示しております。
2．平成20年４月に、当社の精密計測事業を会社分割し、新たに設立したアンリツプレシジョン株式会社に承継させました。

② 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は、退職給付信託拠出分及び間接保有分を含めて、当社の議決権総数の22.00%を所有しており、当社は同社の関連会社の一つであります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な景気悪化局面が続くものと思われ、金融システム不安及び為替相場の動向、それらによる企業収益の悪化などを注視していく必要があります。当社グループはこのような厳しい市場環境を踏まえ、次の施策を展開してまいります。

計測器事業では、平成20年１月に発表した「経営革新2008」及び平成21年１月に発表した「緊急経営施策」を具体化し確実に実行することにより、収益力の向上を

目指します。携帯端末用の分野では、本格化しつつある3.9世代（3.9G）のＬＴＥ端末用計測器のラインナップ拡充に注力します。また、引き続き重要顧客との開発ロードマップの共有などにより顧客密着度を高め、商品企画力を高めることで、市場ニーズを捉えた新製品の投入を進めるとともに、国内生産体制の統合を図ることで経営効率を高め、さらなるコスト削減に努めます。

情報通信事業では、ＩＰネットワークソリューションの競争力強化や、システムインテグレータとの協業を推進することで、収益の向上に取り組みます。

産業機械事業は、コスト削減への取組みを強化することで収益力の向上に努める一方、製品の高付加価値化、差別化戦略を進めるとともに、海外生産の本格化など海外市場への展開を加速することで、事業の拡大を目指します。

また、これらの経営戦略を着実に遂行するためには、阻害要因となるリスクを適切に管理・対処し、競争優位の源泉に変えていくことが重要です。このため、現在鋭意進めている内部統制システムの整備と連携させながら、リスクマネジメントシステムを継続的に改善し、経営目標の達成に努力してまいります。

当社グループは、誠実な企業活動を通じてこそ企業価値の向上が実現されると考えており、ＣＳＲ活動にも引き続き積極的に取り組んでまいります。当社グループにとってのＣＳＲ活動は、製品・サービスを通じた安全・安心な社会づくりへの貢献が第一義であると考えておりますが、それだけにとどまらず、当社グループの企業活動を、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、地球環境、人権、リスクマネジメントなど、ＣＳＲの各領域からも見直すことで、経営インフラのさらなる改善に繋げてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年３月31日現在）

事業部門	主要製品等
計測器	デジタル通信・ＩＰネットワーク用測定器、光通信用測定器、 移動通信用測定器、ＲＦ・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、 サービス・アシュアランス
情報通信	公共情報システム、画像集配信システム、ＩＰネットワーク機器
産業機械	自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機
その他	精密寸法測定機、光デバイス、不動産賃貸等

(6) 主要な事業所（平成21年３月31日現在）

① 当社

	所在地
本社	神奈川県厚木市
営業拠点	神奈川県厚木市、東京都新宿区、北海道札幌市、宮城県仙台市、新潟県新潟市、茨城県土浦市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、大阪府東大阪市、香川県高松市、広島県広島市、福岡県福岡市

（注）１．平成21年４月１日をもって郡山事業所を新設しました。
２．平成21年３月31日をもって東大阪支店(大阪府東大阪市)を閉鎖しました。

② 子会社

名称	所在地
アンリツ産機システム株式会社 アンリツネットワークス株式会社 アンリツ計測器カストマサービス株式会社 アンリツデバイス株式会社 アンリツプレシジョン株式会社 アンリツエンジニアリング株式会社 アンリツ興産株式会社 アンリツ不動産株式会社 アンリツテクマック株式会社 株式会社アンリツプロアソシエ	神奈川県厚木市
東北アンリツ株式会社	福島県郡山市
Anritsu Company	米国・カリフォルニア
Anritsu EMEA Limited	英国・ベッドフォードシャー
Anritsu Company Ltd.	香港・カオルーン
Anritsu A/S	デンマーク・コペンハーゲン

(7) 使用人の状況（平成21年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
3,697名	△266名

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
873名	△201名	39.6歳	15.9年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であります。
２．前期末からの使用人数の減少は、主として平成21年１月に策定した「緊急経営施策」の一環としての希望退職者募集等の雇用構造改革の実施によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,728百万円
住友信託銀行株式会社	4,006
株式会社横浜銀行	1,160

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年３月31日現在）

① **発行可能株式総数**　400,000,000株

② **発行済株式の総数**　128,037,848株　（自己株式594,428株を含む。）

③ **株主数**　16,601名

④ **大株主**

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）	19,200	15.07
日本電気株式会社	8,312	6.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,765	3.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４G）	4,057	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,916	3.07
CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT	3,132	2.46
三井住友海上火災保険株式会社	2,964	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・住友信託退給口	2,500	1.96
住友生命保険相互会社	2,314	1.82
TAMTWO	1,433	1.12

（注）１．出資比率は自己株式（594,428株）を控除して計算しております。

２．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）の持株数19,200千株及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・住友信託退給口の持株数2,500千株は、日本電気株式会社及び住友信託銀行株式会社がそれぞれ保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成21年３月31日現在）

・新株予約権の数　66個

・目的である株式の種類及び数　普通株式　66,000株

・当社役員の保有状況

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数	行使条件
取締役	第６回（566円）	平成21年８月14日～ 平成24年８月13日	66個	５名	（注）２．

（注）１．当社は、社外取締役に対して新株予約権を割り当てておりません。

２．（ⅰ）権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後１年間に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成21年８月13日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成21年８月14日から１年間に限り新株予約権の行使を認める。

（ⅱ）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（ⅲ）新株予約権者は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権の行使をすることができない。

１　取締役もしくは従業員として不適格となった場合

２　背任行為により会社に対して不利益を与えた場合

３　平成21年８月13日までに退任、退職した場合であって、新株予約権の割当ての目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でないと認められる事由がある場合

② 当期中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2010年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

（平成15年９月１日及び２日取締役会決議）

・新株予約権の数　7,500個

・目的である株式の種類及び数　普通株式　14,018,691株

・新株予約権の発行価額　無償

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	＊戸田博道	グループＣＥＯ
代表取締役	＊橋本裕一	財務・コーポレート総括、グローバルオーディット室・コーポレートコミュニケーション部・法務部・貿易審査室・経理部担当
取締役	＊マーク・エバンス	グローバル戦略総括、Anritsu U.S. Holding, Inc.社長
取締役	＊小野浩平	ＳＣＭ戦略総括、ＳＣＭ本部長
取締役	＊山口重久	営業・ＣＲＭ戦略総括、営業・ＣＲＭグループ総括
取締役	清田瞭	株式会社大和証券グループ本社 取締役会長兼執行役
常勤監査役	庄司耕治	
常勤監査役	斉藤五郎	
監査役	龍岡資晃	弁護士
監査役	的井保夫	日本電気株式会社 顧問

（注）１．取締役清田　瞭氏は、社外取締役であります。
２．監査役龍岡資晃氏及び監査役的井保夫氏は、社外監査役であります。
３．監査役的井保夫氏は、日本電気株式会社の経理部長並びに経理及び財務関係担当の執行役員及び取締役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役マーク・エバンス氏は平成21年３月31日辞任により退任しました。
５．平成21年４月１日をもって担当等が次のとおり変更されました。

代表取締役	＊橋本裕一	財務・コーポレート総括、グローバルオーディット室・法務部・貿易管理部・経理部・ネットワークス営業本部担当
取締役	小野浩平	
取締役	＊山口重久	営業・ＣＲＭ戦略総括、グローバル営業統括部・米州営業本部・ＥＭＥＡ営業本部・アジア･大洋州営業本部・サービスアシュアランス事業本部担当

６．当社は執行役員制度を導入しており、前記＊印を付した取締役は執行役員を兼務しております。平成21年４月１日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	地位	氏名
社長	戸田博道	執行役員	田中健二
専務執行役員	橋本裕一	執行役員	城野順吉
常務執行役員	山口重久	執行役員	高橋敏彦
執行役員	フランク・ティアナン	執行役員	谷合俊澄
執行役員	小熊康之	執行役員	舟橋伸夫

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	人　　数	支　払　額
取　締　役	6名	75百万円
監　査　役	4	40
合　　計	10	115

（注）1．上記支払額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含みます。）が42百万円あります。
2．平成18年６月28日開催の第80期定時株主総会による役員報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役年額260百万円、監査役年額60百万円であります。
3．上記支払額のうち、社外取締役１名、社外監査役２名の報酬の合計額は17百万円であります。

③ 社外役員に関する事項

イ．社外役員の兼任の状況（他の会社の業務執行者又は社外役員である場合）

氏　　名	地　　位	兼任先及び兼任内容
清　田　　瞭	社外取締役	株式会社大和証券グループ本社　取締役会長兼執行役
的　井　保　夫	社外監査役	日本電気株式会社　顧問 株式会社明電舎　社外取締役

（注）1．株式会社大和証券グループ本社は、当社の主幹事証券会社である大和証券エスエムビーシー株式会社の株式の60%を保有しております。
2．日本電気株式会社は、退職給付信託拠出分及び間接保有分を含めて、当社の議決権総数の22.00%を所有しており、当社は同社の関連会社の一つであります。

ロ．社外役員の主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
清　田　　瞭	社外取締役	当期開催の取締役会12回のうち10回に出席し、必要に応じ、主にグローバルビジネスやファイナンスについて高い見識を有する経営者としての視点から発言を行っております。
龍　岡　資　晃	社外監査役	当期開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会６回のうち６回に出席し、必要に応じ、主に裁判官や大学教授の経験を有する弁護士として、法律家の立場から発言を行っております。
的　井　保　夫	社外監査役	当期開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会６回のうち６回に出席し、必要に応じ、主に経理及び財務の観点から発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役清田　瞭氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

当社と社外監査役龍岡資晃氏及び的井保夫氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、８百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．子会社アンリツ産機システム株式会社につきましても、あずさ監査法人が会計監査人となっております。
３．当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制構築アドバイザリー業務」を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意により解任いたします。

取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることにします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「良き企業市民としての社会貢献」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を企業活動の原点としています。

ロ．当社の取締役・執行役員は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、実効ある社内体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。

ハ．社長を委員長とするＣＳＲ推進委員会のもと、企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）と連携しながら、コンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。

ニ．企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会と連携して、従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。内部監査部門はコンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。

ホ．当社の従業員は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口、社外窓口に報告・通報する手段を有します。この場合において報告通報の事実は秘密として扱われて、報告・通報者が何らの不利益を蒙ることはありません。

ヘ．当社は、適正な財務報告とその信頼性を確保するために、組織体制を整備するとともに、内部統制システム基本規程に基づき、内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。

ロ．取締役・執行役員の意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役、監査役が当該文書を速やかに

閲覧できる体制を整備します。
ハ．営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき厳格かつ適切に管理します。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、当社の主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にして、リスクの分析評価を行うとともに、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などリスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。
ロ．中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、社長を議長とする取締役・執行役員で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、取締役会に報告します。
ハ．これらのリスクマネジメントに関する活動を体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。
ニ．会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき、社長が関係者を招集し、状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに取締役会及び監査役会に報告します。
ホ．重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、取締役・執行役員の職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
ロ．取締役会は、毎月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。
ハ．取締役会は、経営戦略会議が策定した中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。

ニ．社長は、中期経営計画と経営予算に基づき自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。執行役員は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。

⑤　当該株式会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範の徹底を図ります。

ロ．取締役・執行役員は、グループ経営の効率性をより高めるために、分担する子会社の取締役・執行役員と緊密な連携のもと、経営管理を実施するとともに、リスクマネジメント体制の整備を図ります。

ハ．取締役・執行役員は、それぞれの職務分担に従い、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するように指導します。

ニ．アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ．監査役は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。

ロ．監査役は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、取締役・執行役員及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。

ロ．内部監査部門の長の人事異動は、常勤監査役の事前の同意を得なければならないものとします。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に加え、経営戦略会議、中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できるものとします。

ロ．監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役・執行役員及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができるものとします。

ハ．取締役・執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は、当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査役に報告するものとします。また、監査役への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。

ロ．内部監査部門は、監査役に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができるものとします。

ハ．監査役が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査役への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。

ニ．取締役・執行役員は、監査役の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。

ホ．監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を活用できるものとします。

(6) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

この点、当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようＩＲ活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、株主の皆様が適切に大規模な買付行為に応じるか否かの判断を行うためには、当社取締役会からの情報提供に加え、かかる大規模買付者から十分な情報を提供いただき、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会がこれに対する評価・意見等を提供することにより、株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間が確保されることが極めて重要になるものと考えております。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。また、大規模買付ルールに従ったものであっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模な買付行為に対しては、対抗措置を講ずる必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、例外的に当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうおそれが存する場合には、かかる大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において相当な措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上をはかることが必要であると考えております。

当社は、以上に述べました事項をもって、基本方針とすることを決定いたしました。

② 基本方針の実現のための取組み

イ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成18年７月に「利益ある成長」戦略を実現し、「安全・安心で快適な社会の実現に貢献する企業」を目指した中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。次世代ネットワークの構築など、ネットワークインフラが大きく構造変化を遂げようとしている中、当社は、通信計測分野のグローバル・マーケットリーダーとして、ネットワークの通信品質・サービス品質を保証するソリューションの提供へと事業領域の拡大を目指してまいります。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のため、執行役員制度や社外取締役の導入による経営監督機能の強化、報酬諮問委員会の設置による経営の透明性の確保に努めております。

このような取組みは、当社の企業価値を高めるものであり、その結果、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年６月27日開催の当社第81期定時株主総会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を付議し、株主の皆様のご承認を得て導入いたしました。

１　本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為（保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等、又は買付け等に係る株券等の株券等所有割合及び特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け等）が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保等を内容とする「大規模買付ルール」を定め、大規模買付者に対してルールの遵守を求め、大規模買付者がルールを遵守しない場合など必要に応じて対抗措置として新株予約権の無償割当て等を実施する、というものであります。なお、対抗措置を発動しない場合は、ルールに定める期間経過後に、株主の皆様の判断を仰ぐこととなります。

２　大規模買付ルールの内容

大規模買付者は、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出した

後、当社からの求めに応じ、大規模買付者の詳細、買付けの目的、方法及び内容、買付け後の当社の経営方針等の大規模買付情報を提供するものとします。

当該大規模買付情報の提供の完了後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間（以下「買付行為評価期間」といいます。）として当社取締役会に与えられるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付情報等の提供を受けた後、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者によって構成される独立委員会に、買付け内容の検討、対抗措置発動の是非等について諮問し、独立委員会は、買付行為評価期間内に、当該買付け内容等を検討し、当社取締役会に対して対抗措置発動の是非を含む勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、最終的に対抗措置の発動・不発動について決議するものとします。

3　大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。この新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付すことができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動することがあります。

4　本プランの有効期間

本プランの有効期間は、当社第81期定時株主総会終結の時から平成22年３月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの３年間とします。なお、本プランは、有効期間内であっても、当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

5　株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、対抗措置が発動されない限り、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当て時においては、割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式の数に応じて新株予約権が無償にて割り当てられます。株主の皆様が新株予約権の行使の手続を行わない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合には、株式の希釈化は生じません。

③　具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、対抗措置の概要等を規定するものでありますが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断を可能とするために、大規模買付者から情報提供をすること、及び、それに対する当社取締役会における一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを定めております。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模買付行為に対しては、対抗措置を講じることがあることを定めております。よって、本プランは、基本方針に沿うものであると考えます。

また、当社は、本プランが、独立委員会の設置など、公正性・客観性を担保し、取締役会の恣意的判断を排除する仕組みが講じられており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

（注）　本事業報告における金額及び株式数は、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を除き表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。また、比率（％）は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**100,983**	**負債の部**	**63,458**
流動資産	**62,286**	**流動負債**	**28,062**
現金及び預金	18,538	支払手形及び買掛金	5,020
受取手形及び売掛金	20,428	短期借入金	11,601
製品	6,029	未払法人税等	889
原材料	5,024	役員賞与引当金	7
仕掛品	3,675	その他	10,542
繰延税金資産	7,542	**固定負債**	**35,395**
その他	1,392	社債	10,000
貸倒引当金	△344	新株予約権付社債	15,000
固定資産	**38,697**	長期借入金	7,003
有形固定資産	**20,986**	退職給付引当金	1,630
建物及び構築物	12,693	役員退職慰労引当金	20
機械装置及び運搬具	2,105	繰延税金負債	659
工具、器具及び備品	1,806	その他	1,081
土地	4,380	**純資産の部**	**37,524**
建設仮勘定	0	**株主資本**	**43,810**
無形固定資産	**4,380**	**資本金**	**14,049**
のれん	3,523	**資本剰余金**	**22,999**
その他	856	**利益剰余金**	**7,593**
投資その他の資産	**13,330**	**自己株式**	**△832**
投資有価証券	1,448	**評価・換算差額等**	**△6,305**
繰延税金資産	2,985	**その他有価証券評価差額金**	**258**
長期前払費用	8,318	**繰延ヘッジ損益**	**△21**
その他	613	**為替換算調整勘定**	**△6,542**
貸倒引当金	△35	**新株予約権**	**19**
合計	**100,983**	**合計**	**100,983**

連結損益計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		83,940
売上原価		52,005
売上総利益		31,934
販売費及び一般管理費		31,029
営業利益		905
営業外収益		
受取利息及び配当金	210	
その他	311	522
営業外費用		
支払利息	706	
為替差損	265	
その他	284	1,257
経常利益		170
特別利益		
退職給付制度改定益	1,201	
収用補償金	98	
新株予約権戻入益	34	1,334
特別損失		
事業構造改善費用	2,213	
たな卸資産評価損	1,357	
投資有価証券評価損	169	3,741
税金等調整前当期純損失		2,236
法人税、住民税及び事業税	1,175	
法人税等調整額	129	1,304
当期純損失		3,540

連結株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	合計
前期末残高	14,049	22,999	22,322	△831	58,540
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△892	－	△892
当期純損失	－	－	△3,540	－	△3,540
自己株式の取得	－	－	－	△7	△7
自己株式の処分	－	－	△4	6	1
その他の利益剰余金減	－	－	△10,290	－	△10,290
株主資本以外の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△14,728	△1	△14,729
当期末残高	14,049	22,999	7,593	△832	43,810

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	合計		
前期末残高	183	△22	△5,910	△5,749	54	52,845
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△892
当期純損失	－	－	－	－	－	△3,540
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△7
自己株式の処分	－	－	－	－	－	1
その他の利益剰余金減	－	－	－	－	－	△10,290
株主資本以外の当期変動額（純額）	74	1	△632	△556	△34	△590
当期変動額合計	74	1	△632	△556	△34	△15,320
当期末残高	258	△21	△6,542	△6,305	19	37,524

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲等に関する事項

ａ．連結の子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　43社

当連結会計年度より、新たに設立したアンリツプレシジョン株式会社及びAnritsu Industrial Solutions (Thailand) Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。

また、Anritsu FSC及びNetTest (HongKong) Ltd.は、当連結会計年度において清算したため、連結の範囲より除外しております。

主要な連結子会社の名称

Anritsu U.S. Holding Inc.、Anritsu Company、Anritsu A/S、東北アンリツ株式会社

ｂ．連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

ａ．持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数　１社

主要な会社等の名称

（関連会社）

CN Resources International (CZ) A/S, Czech

ｂ．持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

（関連会社）

株式会社市川電機

持分法を適用していない理由

連結当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため。

ｃ．持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社であるCN Resources International (CZ) A/S, Czechの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、２月28日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計処理基準に関する事項

ａ．資産の評価基準及び評価方法

１）有価証券（その他有価証券）

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

２）たな卸資産……主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

たな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号 平成18年７月５日）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

当該変更に伴い、営業利益が885百万円、経常利益が172百万円それぞれ減少し、税金等調整前当期純損失が1,530百万円増加しております。

３）デリバティブ……時価法

b．固定資産の減価償却の方法

1）有形固定資産（リース資産を除く）……主として定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。
（追加情報）
平成20年度の法人税法改正による法定耐用年数の変更に伴い、当社及び国内連結子会社は、機械装置について、当連結会計年度より耐用年数の変更を行っております。
当該変更に伴う損益への影響は軽微であります。

2）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3）リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。
（会計方針の変更）
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。
当該変更に伴う損益への影響はありません。
連結貸借対照表上、リース資産については有形固定資産及び無形固定資産の各科目に含めて表示しております。

c．引当金の計上基準

1）貸倒引当金……債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。

2）退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、発生時に費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。
（追加情報）
当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成21年３月に適格退職年金制度を廃止、退職給付制度の一部を確定拠出型年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。本移行に伴う影響額は、特別利益に退職給付制度改定益として1,201百万円計上しております。

3）役員退職慰労引当金‥‥国内連結子会社等は、役員の退職慰労引当金支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
なお、当社は平成16年６月の取締役会及び監査役会において、当内規を廃止し今後役員退職慰労金の支出は行わないことを決議いたしました。
従って、役員の退職慰労金支出に備えるため、当該決議以前は内規に基づき計上しておりますが、当該決議以降は新たに発生しておらず、連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。

4）賞与引当金‥‥‥‥‥‥‥‥当社は、幹部職の賞与の支払いに備えるため、各評価期間末における支給見込額のうち、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

5）役員賞与引当金‥‥‥‥‥‥‥役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

d．その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1）重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2）重要なヘッジ会計の方法

ａ）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

ｂ）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建営業取引に係る債権債務、長期借入金

ｃ）ヘッジ方針

為替予約については、内規に基づき、外貨建営業取引に係る債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っております。原則として１年を超える長期契約を行わず、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引は行わない方針であります。金利スワップについては、内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ｄ）ヘッジ有効性の評価

為替予約については、決算日及び決済日（為替予約の実行日）に予約レートと同日の直物相場レート比較により評価を行っております。金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ効果は極めて高いため、有効性の評価は省略しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

3）在外連結子会社の会計処理基準

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号　平成18年５月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年５月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。当該変更に伴う損益への影響は軽微であります。

4）のれんの償却に関する事項

のれんは、個々の投資の実態に合わせ、20年以内の投資回収見込年数で均等償却しております。なお、Anritsu A/S（旧商号NetTest）との間ののれんについては９年で均等償却を行っております。

5）消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

６）連結納税制度
連結納税制度を適用しております。
(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　51,704百万円

(2) 保証債務

（単位：百万円）

被保証者	保証金額	内容
当社従業員	796	住宅資金借入れ

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式　128,037,848株

(2) 配当に関する事項
配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年６月26日定時株主総会	普通株式	446	3.50	平成20年３月31日	平成20年６月27日
平成20年10月29日取締役会	普通株式	446	3.50	平成20年９月30日	平成20年12月３日
計	－	892	－	－	－

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　－株

(4) 株主資本の金額の著しい変動
「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用
当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年５月17日）を適用し、のれん及び無形固定資産のその他の一部等を利益剰余金より減少させております。
この結果、利益剰余金が10,290百万円減少しております。

４．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　294円29銭
１株当たり当期純損失　27円78銭

５．その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**123,782**	**負債の部**	**59,530**
流動資産	**44,262**	**流動負債**	**27,231**
現金及び預金	8,142	支払手形	106
受取手形	662	買掛金	6,227
売掛金	12,595	短期借入金	8,140
製品	2,360	リース債務	34
原材料	3,205	未払金	3,186
仕掛品	816	未払費用	369
繰延税金資産	6,031	未払法人税等	201
未収入金	8,057	前受金	380
短期貸付金	1,850	預り金	8,584
その他	665	**固定負債**	**32,299**
貸倒引当金	△125	社債	10,000
固定資産	**79,520**	新株予約権付社債	15,000
有形固定資産	**8,347**	長期借入金	7,000
建物	6,511	リース債務	40
構築物	162	役員退職慰労引当金	14
機械及び装置	180	その他	244
車輌運搬具	0	**純資産の部**	**64,251**
工具、器具及び備品	1,000	**株主資本**	**63,996**
土地	492	**資本金**	**14,049**
無形固定資産	**434**	**資本剰余金**	**22,999**
ソフトウェア	399	資本準備金	22,999
その他	34	**利益剰余金**	**27,779**
投資その他の資産	**70,738**	利益準備金	2,468
投資有価証券	940	その他利益剰余金	25,311
関係会社株式	52,123	別途積立金	21,719
出資金	25	繰越利益剰余金	3,592
長期貸付金	9,174	**自己株式**	**△832**
長期前払費用	6,867	**評価・換算差額等**	**235**
繰延税金資産	1,393	**その他有価証券評価差額金**	**256**
その他	215	**繰延ヘッジ損益**	**△21**
貸倒引当金	△1	**新株予約権**	**19**
合計	**123,782**	**合計**	**123,782**

損　益　計　算　書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**41,229**
売上原価		**32,381**
売上総利益		**8,847**
販売費及び一般管理費		**10,089**
営業損失		**1,241**
営業外収益		
受取利息	263	
受取配当金	7,001	
ブランド管理料	127	
その他	100	7,493
営業外費用		
支払利息	265	
社債利息	187	
為替差損	79	
その他	214	747
経常利益		**5,503**
特別利益		
退職給付制度改定益	785	
固定資産売却益	501	
収用補償金	98	
新株予約権戻入益	34	1,420
特別損失		
関係会社株式評価損	4,985	
たな卸資産評価損	1,289	
事業構造改善費用	591	
投資有価証券評価損	52	6,919
税引前当期純利益		**5**
法人税、住民税及び事業税	50	
法人税等調整額	△408	△358
当期純利益		**363**

株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	合計
		資本準備金	合計	利益準備金	その他利益剰余金		合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
前期末残高	14,049	22,999	22,999	2,468	28,219	△2,374	28,312	△831	64,530
当期変動額									
別途積立金の取崩	－	－	－	－	△6,500	6,500	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△892	△892	－	△892
当期純利益	－	－	－	－	－	363	363	－	363
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△7	△7
自己株式の処分	－	－	－	－	－	△4	△4	6	1
株主資本以外の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	△6,500	5,967	△532	△1	△534
当期末残高	14,049	22,999	22,999	2,468	21,719	3,592	27,779	△832	63,996

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	合計		
前期末残高	178	△22	156	54	64,741
当期変動額					
別途積立金の取崩	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△892
当期純利益	－	－	－	－	363
自己株式の取得	－	－	－	－	△7
自己株式の処分	－	－	－	－	1
株主資本以外の当期変動額（純額）	78	1	79	△34	44
当期変動額合計	78	1	79	△34	△489
当期末残高	256	△21	235	19	64,251

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ａ．有価証券

１）子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

２）その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

ｂ．たな卸資産

１）製品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

２）原材料……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

たな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号 平成18年７月５日）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。当該変更に伴い、営業損失が853百万円増加し、経常利益が151百万円、税引前当期純利益が1,440百万円それぞれ減少しております。

ｃ．デリバティブ……時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ａ．有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。

（追加情報）

平成20年度の法人税法改正による法定耐用年数の変更に伴い、当社は機械装置について、当事業年度より耐用年数の変更を行っております。
当該変更に伴う損益への影響は軽微であります。

ｂ．無形固定資産……定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ｃ．リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る

リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前事業年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。
当該変更に伴う損益への影響はありません。
貸借対照表上、リース資産については有形固定資産の各科目に含めて表示しております。

(3) 引当金の計上基準

a．貸倒引当金……債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。

b．退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、計算の結果、当事業年度においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として投資その他の資産の「長期前払費用」に含めて計上しております。過去勤務債務は、発生時に費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。
（追加情報）
当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成21年３月に適格退職年金制度を廃止、退職給付制度の一部を確定拠出型年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。本移行に伴う影響額は、特別利益に退職給付制度改定益として785百万円計上しております。

c．役員退職慰労引当金……当社は平成16年６月の取締役会及び監査役会において、内規を廃止し今後役員退職慰労金の支給は行わないことを決議いたしました。従って、役員の退職慰労金支出に備えるため、当該決議以前は内規に基づき計上しておりますが、当該決議以降は新たに発生しておらず、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。

d．賞与引当金……幹部職の賞与の支払いに備えるため、各評価期間末における支給見込額のうち、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a．ヘッジ会計の処理

１）ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

２）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象：外貨建営業取引に係る債権債務、長期借入金、未収配当金

３）ヘッジ方針
為替予約については内規に基づき、外貨建営業取引に係る債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っております。原則として１年を超える長期契約を行わず、投機目的及びレバレッジ効果

の高い取引は行わない方針であります。
　金利スワップについては、内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

4）ヘッジ有効性評価の方法
　為替予約については、決算日及び決済日（為替予約の実行日）に予約レートと同日の直物相場によるレート比較により評価を行っております。
　金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

b．消費税等の会計処理
　税抜方式によっております。

c．連結納税制度
　連結納税制度を適用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　24,213百万円

(2) 保証債務

（単位：百万円）

被保証者	保証金額	内容
当社従業員	796	住宅資金借入れ
Anritsu A/S	2,437	海外子会社の借入金等
Anritsu Limited	83	海外子会社の借入金等
Anritsu EMEA Ltd	0	海外子会社の借入金等
Anritsu Company Limited	0	海外子会社の借入金等
計	3,318	

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	14,588百万円
短期金銭債務	13,800百万円
長期金銭債権	9,160百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	15,210百万円
仕入高	23,390百万円
営業取引以外の取引高	534百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	573,255	29,015	7,842	594,428

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加29,015株は、単元未満株の買取請求による増加であります。
　　2．普通株式の自己株式の株式数の減少7,842株は、単元未満株の買増請求による減少であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	10,636百万円
関係会社株式	2,667百万円
ソフトウェア	1,759百万円
税務上の繰越欠損金	1,350百万円
投資有価証券	640百万円
未払費用	138百万円
その他	522百万円
繰延税金資産小計	17,714百万円
評価性引当金	△8,855百万円
繰延税金資産合計	8,859百万円
繰延税金負債	
退職給付引当金	1,382百万円
その他有価証券評価差額金	52百万円
繰延税金負債合計	1,434百万円
繰延税金資産の純額	7,425百万円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	東北アンリツ㈱	所有直接100%	あり	製品の購入	計測器等の購入（注）１	7,874	買掛金	249
子会社	東北アンリツ㈱	所有直接100%	あり	製品の購入	資金の貸付（注）２	1,850	短期貸付金	1,850
子会社	アンリツネットワークス㈱	所有直接100%	あり	製品の購入	情報通信機器等の購入（注）１	3,786	買掛金	2,372
子会社	アンリツ産機システム㈱	所有直接100%	あり	出資	資金運用の受託（注）３	1,303	預り金	1,303
子会社	アンリツデバイス㈱	所有直接100%	あり	製品の購入	資金運用の受託（注）３	1,921	預り金	1,921
子会社	アンリツ不動産㈱	所有直接100%	あり	不動産の賃貸	資金の貸付（注）２	5,301	長期貸付金	5,301
子会社	アンリツ不動産㈱	所有直接100%	あり	不動産の賃貸	資金運用の受託（注）３	1,960	預り金	1,960
子会社	Anritsu U.S. Holding, Inc.	所有直接100%	あり	米国における持株会社	資金の貸付（注）２	3,454	長期貸付金	3,454
子会社	Anritsu U.S. Holding, Inc.	所有直接100%	あり	米国における持株会社	受取配当金	6,706	未収入金	7,179
子会社	Anritsu Company	所有間接100%	あり	製品の購入及び販売	無形固定資産の売却（注）１	501	－	－
子会社	Anritsu A/S	所有直接100%	あり	製品の購入	借入金等に対する債務保証（注）４	2,437	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

２．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しており、返済期間は貸付先の事業計画に基づき決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

３．資金運用の受託については、市場金利を勘案して利率を決定しており、運用期間は受託先の資金計画に基づき決定しております。

４．債務保証は、取引金融機関からの借入れに対して当社が保証したものであります。

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、資金の貸付、資金運用の受託が開示対象に追加されております。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	504円01銭
１株当たり当期純利益	２円86銭

８．その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年５月14日

アンリツ株式会社
取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　荒井卓一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　市川一郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンリツ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に記載されている通り、会社は当第１四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日）及び「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号　平成18年５月17日）が適用されることとなるため、この会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年５月14日

アンリツ株式会社
取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　荒井卓一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　市川一郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針に記載されている通り、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日）が適用されることとなるため、この会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第１号の基本方針及び第２号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年５月14日

アンリツ株式会社　監査役会

常勤監査役　庄　司　耕　治　㊞

常勤監査役　斉　藤　五　郎　㊞

社外監査役　龍　岡　資　晃　㊞

社外監査役　的　井　保　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下、「株式等決済合理化法」という。）が平成21年１月５日付で施行されたことにより、上場会社の株式が株式振替制度に一斉に移行したこと（いわゆる株券電子化）に伴い、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされています。このため、当社定款上、不要となった条文及び用語について形式的な変更を行うものであります。また、上記変更による現行定款第７条の削除に伴い、必要となる条数の繰上げを行うものであります。

（２）株券喪失登録簿は、株式等決済合理化法の上記施行日の翌日から起算して１年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株式	第２章　株式
（株券の発行）	
第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
（自己の株式の取得）	（自己の株式の取得）
第８条　（省略）	第７条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（単元株式数及び単元未満株券の不発行）	（単元株式数）
第９条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。
②　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	（削除）
（単元未満株式についての権利）	（単元未満株式についての権利）
第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４　次条に定める請求をする権利	第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４　次条に定める請求をする権利
（単元未満株式の買増し）	（単元未満株式の買増し）
第11条　（省略）	第10条　（現行どおり）
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。	第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

現　行　定　款	変　更　案
（株式取扱規則）	（株式取扱規則）
第13条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第12条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第14条～第19条　（省略）	第13条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第20条～第31条　（省略）	第19条～第30条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第32条～第41条　（省略）	第31条～第40条　（現行どおり）
第６章　計算	第６章　計算
第42条～第45条　（省略）	第41条～第44条　（現行どおり）
	附則
（新設）	第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（新設）	第２条　前条及び本条の規定は、平成22年１月５日まで有効とし、平成22年１月６日をもってこれを削除する。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役マーク・エバンス氏が平成21年３月31日に辞任されました。また、本総会終結の時をもって取締役山口重久、清田　瞭の両氏が任期満了となり、取締役小野浩平氏が辞任されますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	山　口　重　久 （昭和27年６月11日生）	昭和50年４月　当社入社 平成11年６月　海外第１営業本部第２営業部長 平成14年７月　グローバルマーケティング本部長 平成15年４月　執行役員就任 グローバルビジネス本部長 平成15年６月　取締役就任（現任） グローバルビジネス本部長委嘱 平成16年４月　計測事業統轄本部グローバルビジネス本部長委嘱 平成19年４月　常務執行役員兼務（現任） 平成20年４月　営業・ＣＲＭグループ総括委嘱 平成21年３月　営業・ＣＲＭグループ総括解嘱 現在に至る	8,000株
2	小　熊　康　之 （昭和27年３月13日生）	昭和49年４月　当社入社 平成12年６月　研究所ＭＤ特別研究部長 平成13年４月　メジャメント ソリューションズ デバイス事業部第１開発部長 平成13年６月　アドバンスト コンポーネンツ 第１開発部長 平成15年４月　グローバルビジネス本部副本部長 平成16年４月　執行役員就任（現任） 計測事業統轄本部ＩＰネットワーク事業部長 平成17年９月　Anritsu A/S(デンマーク)社長 平成18年４月　計測事業統轄本部ＩＰネットワーク計測事業部長 平成20年４月　経営企画本部長 平成21年４月　経営企画室長兼環境推進センター長 現在に至る	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
3	田中　健二 （昭和27年３月13日生）	昭和49年４月　当社入社 平成14年３月　メジャメント ソリューションズ ワイヤレスコム事業部マーケティング部長 平成14年７月　ワイヤレスメジャメント ソリューションズ マーケティング本部長 平成15年４月　計測事業統轄本部ワイヤレス計測事業部プロダクトマーケティング部長 平成16年４月　執行役員就任（現任） 計測事業統轄本部ワイヤレス計測事業部長 平成20年４月　営業･ＣＲＭ戦略グループ マーケティング本部長 平成21年４月　マーケティング本部長 現在に至る	2,000株
4	清田　瞭 （昭和20年５月６日生）	昭和44年４月　大和證券株式会社入社 平成６年６月　同社取締役就任 平成９年６月　同社常務取締役就任 平成９年10月　同社代表取締役副社長就任 平成11年４月　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社（現大和証券エスエムビーシー株式会社）代表取締役社長就任 平成16年６月　株式会社大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役就任 平成17年６月　当社取締役就任（現任） 平成20年６月　株式会社大和証券グループ本社取締役会長就任 現在に至る	なし

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．清田　瞭氏は、社外取締役候補者であります。
なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 清田　瞭氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 清田　瞭氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
(3) 当社は、清田　瞭氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏が原案どおり選任されますと、当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役庄司耕治氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

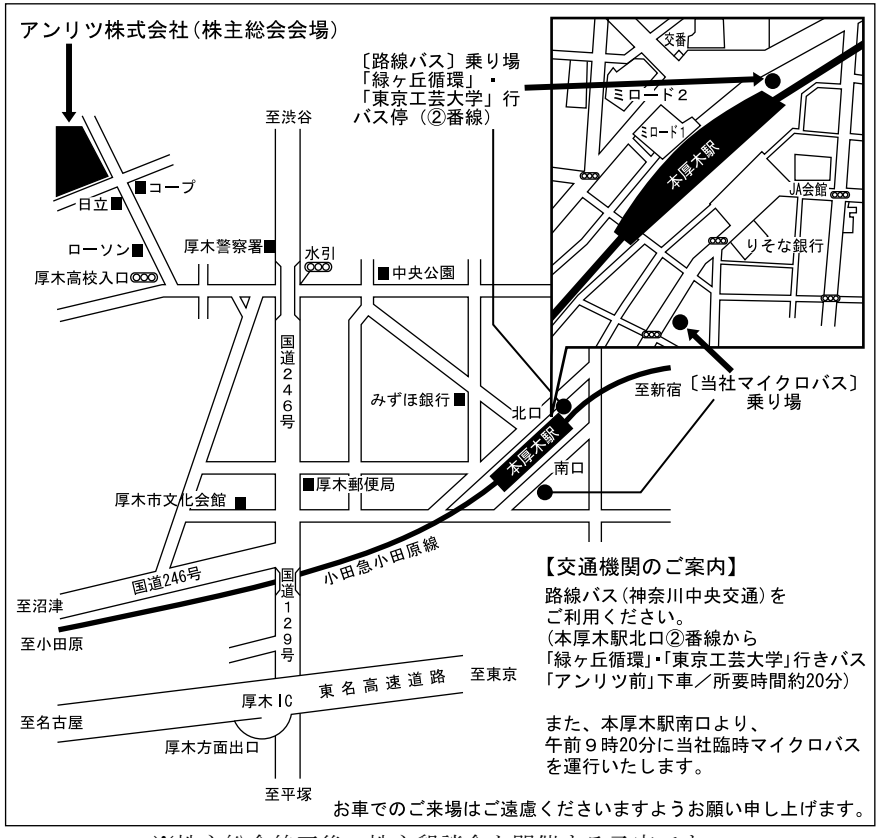
氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
小野浩平 （昭和22年５月６日生）	昭和45年４月　当社入社 平成12年６月　メジャメント ソリューションズ デバイス事業部長 平成13年６月　執行役員就任 アドバンスト コンポーネンツ プレジデント 平成15年４月　理事就任 デバイス事業推進部長 平成16年４月　常務執行役員就任 経営企画室長 平成16年６月　取締役就任（現任） 経営企画室長委嘱 平成18年４月　Ｒ＆Ｄ本部長委嘱 平成20年４月　ＳＣＭ本部長委嘱 平成21年３月　常務執行役員退任 ＳＣＭ本部長解嘱 現在に至る	10,000株

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号
当社　Ｒ＆Ｄ館　会議室
TEL　(046)223-1111



※株主総会終了後、株主懇談会を開催する予定です。